月報私学

2020
10
VOL.274

聖モニカ幼稚園は、1949年に広島市西部の井口明神に開園して以来、71年の歴史を刻んできました。昨年、老朽化した木造園舎を建て替え、鉄筋コンクリート構造のモダンな園舎に生まれ変わりました（写真左上）。園では、『見えないものの中にある大切なものに気づける子どもを育む』ことを教育目標に掲げ、祈りをとおして、目に見えない「神の愛、恵み、赦し」に感謝することを中心に保育を進めています。

写真提供　学校法人　広島聖公会学園　認定こども園 聖モニカ幼稚園（広島県広島市）

CONTENTS

- 令和2年度　私立大学等経常費補助金　配分方法の主な変更点等について …… 2
- 令和2年度　私立大学等経常費補助金　第一次交付 …… 3
- 私立大学等経常費補助金Q&A …… 4
- 「若手・女性研究者奨励金」受賞者の声 …… 5
- 連載㊾　魅力あふれる学校づくりを目指して
  「キリスト教精神に基づく教育及び保育の歩み」 …… 6
- 高等教育の修学支援新制度に基づく授業料等減免費交付金の交付業務について …… 8
- 令和2年10月からの基準利率及び年金現価率(退職等年金給付)／
  改訂版「日本版スチュワードシップ・コード」を受け入れました …… 9
- 私学共済ホームページ　利用者アンケートにご協力ください／
  加入者向広報「共済だよりレター」は令和3年度から刊行を縮小します …… 10
- 令和2年度　積立共済年金・共済定期保険　後期募集／令和2年7月豪雨への対応／
  共済定期保険の退職後の継続加入 …… 11
- 被扶養者認定申請事例(子どもの認定) …… 13
- INFORMATION …… 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内 …… 16

日本私立学校振興・共済事業団

令和2年度　私立大学等経常費補助金
配分方法の主な変更点等について

令和2年度の交付について

今般の新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について、令和２年４月20日付で閣議決定された「新型コロナウイルス感染緊急経済対策」を受けて、令和２年度補正予算において「家計が急変した家庭の学生に対する支援」が計上され、第一次補正予算が２年４月30日に、第二次補正予算が２年６月12日に成立しました。

また、各私立大学等において、学生への救済措置としての学費の延納や減免等の支援、キャンパス内の感染防止対策、対面授業の実施・開始に向けた準備、大学病院での感染者受入等への対応により、例年とは異なる資金需要が生じていることから、令和２年度の私立大学等経常費補助金においては、年３回（９月・12月・３月を予定）の資金交付とし、補正予算による私立大学等授業料減免等支援（特別補助　新型コロナウイルス感染症緊急経済対策分）については、12月での資金交付を予定しております。

２年度私立大学等経常費補助金の配分方法等について、主な変更点等、現段階での基本的な考え方をお知らせします。

私立大学等授業料減免等支援（新型コロナウイルス感染症緊急経済対策分）

新型コロナウイルス感染症の直接的・間接的な影響で、家計が急変した世帯の学生に対して、授業料減免等（入学料減免・施設利用料減免・利子負担事業含む）の支援を行った私立大学等に対して支援を行う観点から、当該減免に要する費用について補助金の増額措置を行います。

なお、高等教育の修学支援新制度（以下、「新制度」という。）の対象となる部分については、新制度により支援を行います。

【要件】

以下の基準を全て満たす場合に、新制度の対象部分を除き、当該補助の対象とします。

①国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者を支援対象として実施する公的支援の受給証明書の提出があること又は、事由発生後の所得が昨年の所得と比較し１／２以下となっていること。

②家計基準は今年の所得見込み（①の後段で算出）が給与所得者の場合は８４１万円以下であること（給与所得者以外は３５５万円以下）。

③事業に係る規程等が整備されていること。なお、規程等には経済的に修学困難な学生の授業料等減免等に係る選考基準が明記されていること。

④学内において、選考委員会等が設置されていること。

※ただし、緊急かつ、やむを得ない場合は、③及び④の要件を規程等に明記していない場合であっても、授業料減免事業等として決裁等の手続きにより措置したものについては、当該要件に該当するものとする。

【配分方法】

当該事業に係る所要経費の２／３以内の額を増額します。

なお、予算額は97億円です。

一般補助

【障害のある学生への支援】

障害のある学生に対する具体的配慮の取組状況について、取組内容・単価を見直すとともに、学内ワークスタディによる教育支援活動の実施に該当する場合には増額することとしました（別表１）。

別表１　障害のある学生への支援（障害のある学生に対する具体的配慮の取組状況について）

【令和元年度】

	区　分	金　額
1	基本方針の策定及び情報公開等 （2項目まで各300千円、3項目実施1,200千円） a 障害学生支援に関する基本方針・学内規程の整備 b 教員に対する配慮事項の周知徹底 c 障害学生への支援に関する情報公開	1,200千円
2	相談員の配置及び自立に対する支援の実施 （aまたはbのいずれかを実施） a 相談員の配置 b 自立に対する支援	800千円
3	入学志願者支援の実施 （さらに授業等の支援も実施している場合）	500千円 （800千円）
4	外部ヘルパー等による生活支援の実施	800千円
5	施設・設備に関する配慮	400千円
6	学内支援者の育成	400千円

【令和２年度】

	区　分	金　額
1	基本方針の策定及び情報公開等 （２項目まで各300千円、３項目実施1,200千円） a 障害学生支援に関する基本方針・学内規程の整備 b 教員に対する配慮事項の周知徹底 c 障害学生への支援に関する情報公開	1,200千円
2	相談員の配置及び自立に対する支援の実施 **（a及びbの両方を実施）** a 相談員の配置 b 自立に対する支援	800千円
3	**授業等の支援の実施** （さらに**入学志願者支援の実施**）	500千円 （800千円）
4	外部ヘルパー等による生活支援の実施	800千円
5	施設・設備に関する配慮	**300千円**
6	学内支援者の育成 **（さらに学内ワークスタディによる教育支援活動の実施）**	400千円 **（500千円）**

特別補助

【Ⅰ　成長力強化に貢献する質の高い教育】

■1　地方に貢献する大学等への支援

（1）地方の職を支える人材育成

5　地元企業等でのインターンシップ実施率

対象となるインターンシップ事業が「前年度内」に実施したものから「今年度内」に実施するものに変更します。

■3　被災地の復興支援

（1）被災地の復興支援

2　ボランティアの派遣

取組みの対象として、新型コロナウイルス感染症対応のボランティア活動を追加します。

【Ⅱ　社会人の組織的な受入れ】

取組みの対象として、「履修証明プログラムの実施」を追加します。

【Ⅳ　大学院等の機能の高度化】

■1　大学院における研究の充実

若手研究者及び女性研究者の在籍率がいずれも7・5％以上である場合、新たに調整率（20％増額）を適用します。

■3　研究施設運営支援

■4　大型設備等運営支援

関連する建物が耐震化されていない場合、減額調整（20％減額）を適用します。

私立大学等改革総合支援事業

「Ｓｏｃｉｅｔｙ５・０」の実現に向けた特色ある教育研究の推進や、地域社会への貢献、イノベーションを推進する研究の社会実装の推進など、特色・強みや役割の明確化・伸長に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援します。各タイプの選定予定校数と令和2年度の新規設問は以下の通りです。

【選定予定校数】

■タイプ1「『Ｓｏｃｉｅｔｙ5・0』の実現等に向けた特色ある教育の展開」（110校程度）

「Ｓｏｃｉｅｔｙ５・０」時代に求められる力を養う、文理横断的な教育プログラムの実施、リベラルアーツ教育の推進、各専門分野の特性に応じたＡＩ、数理、データサイエンス等に関する教育の導入・強化等、新たな時代を生きる学生に対する教育機能の強化を促進します。

入学者選抜体制の充実強化、高等学校教育と大学教育の連携強化等、高大接続改革への取組を支援します。

■タイプ2「特色ある高度な研究の展開」（50校程度）

社会的要請の高い課題の解決に向けた研究やイノベーション創出等に寄与する研究や他大学等と連携した研究など、高度な研究を基軸とした特色化・機能強化を促進します。

■タイプ3「地域社会への貢献」（165校程度）

地域と連携した教育課程の編成や地域の課題解決に向けた研究の推進など、地域の経済・社会、雇用、文化の発展に寄与する取組を支援します。

大学間、自治体・産業界等との連携を進めるためのプラットフォーム形成を通じた大学改革の推進を支援します（20～40グループ）。

■タイプ4「社会実装の推進」（95校程度）

産業連携本部の強化や企業との共同研究・受託研究、知的財産・技術の実用化・事業化、産業界と連携した社会実装の推進に向けた取組を支援します。

【新規設問】

■タイプ1「『Ｓｏｃｉｅｔｙ5・0』の実現等に向けた特色ある教育の展開」

○多面的・総合的評価と連動した取組

2年度入学者選抜における多面的・総合的な評価と、多様な入学生の能力を入学後に伸長させる取組との連動を評価します。

○「数学」「情報」の試験問題を出題

3年度入学者選抜において「数学」又は「情報」を出題することを評価します。

○分野・学部等横断的カリキュラムの実施

分野横断型カリキュラムの検討体制の整備を基に、文理両方を学ぶ構造となる取組の実施を評価します。

令和2年度 私立大学等経常費補助金 第一次交付

令和2年度私立大学等経常費補助金の第一次交付は、633法人846校に対し、746億9280万円を交付しました（**別表2**）。

別表2　令和2年度　第一次交付額

区　分	法人数	学校数	予算	交付決定額（資金交付額）
	法人	校	千円	千円
大　学	540	572	－	70,713,152
短期大学	92	272	－	3,911,426
高等専門学校	1	2	－	68,222
合　計	633	846	307,911,938	74,692,800

交付対象費目は、専任教員等給与費、専任職員給与費（教員、職員とも退職

金財団掛金補助を含む）、非常勤教員給与費、教育研究経常費、厚生補導費の5費目で、元年5月1日現在の専任教職員数、学生数等を基礎としています。

なお、次回以降の交付については、2年度の学生数等を基礎として算定します。

また、今回交付の対象とならない教職員福利厚生費、研究旅費、認証評価経費、改革総合支援事業及び特別補助については次回以降に交付する予定です。

私立大学等経常費補助金Q&A
学校法人から補助金課に寄せられた質問をQ&A形式でご紹介します

掲載の内容は、質問が多かった事項について記載しております。調査票の作成に当たっては、必ず調査票に係る記入要領等をご確認ください。

私立大学等授業料減免等支援（新型コロナウイルス感染症緊急経済対策分）

Q 給付事業について、全員の学生に対して通信費として一定額給付していますが対象となりますか。

A 全学生に対する通信費への一定額給付は対象になりません。

給付事業について、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、経済的に修学困難となった学生に対して授業料等（授業料収入、入学金収入、実験実習料収入、施設設備資金収入等、学生生徒等納付金収入に計上すべき収入科目の範囲内）を減免する、または授業料等に対応する奨学金等を支給する事業が対象になります。

Q 公的支援を受ける見込みですが、証明書の発行に時間がかかる等の理由で期限までに公的支援の証明書を提出できない学生がいる場合、一時的に個別に申立書等で代替し、後から提出させる等の対応を取ることは可能ですか。

A 可能です。学生の個別の事情を考慮して柔軟にご対応ください。

Q 本学での授業料等減免の制度では、科目等履修生・研究生・聴講生も対象としていますが、この制度の対象となりますか。

A 科目等履修生・研究生・聴講生は対象になりません。

特別補助

【Ⅳ　大学院等の機能の高度化】
■1 大学院における研究の充実

（共通事項）

Q 紀要等の作成について、紀要は毎年作成していないといけませんか。

また、紀要の内容を冊子として印刷製本せず、ホームページ上に掲載していますが、要件に該当しますか。

A 規程や取扱要領等で「隔年度に作成」等と定めているのであれば、毎年度紀要を作成している必要はありません。

また、紀要の内容をホームページ上に掲載している場合でも、要件に該当します。必ずしも冊子として印刷製本する必要はありません。

（若手研究者支援の取組み）

Q 「シニア教員から若手研究者への任期なしポスト振替」について、シニア教員に該当する者が、今年度、任期なしから任期付へ雇用形態が変更になりました。その後、若手研究者確保の観点から40歳未満の者を新規で任期なし教員として採用しましたが、ポスト振替として対象になりますか。

A 対象となりません。ポスト振替の対象となる若手教員は、振替前に当該学校法人において任期付教員として在籍していなければならず、新規採用の場合は、該当しません。

（女性研究者支援の取組み）

Q 「研究と出産・育児等との両立のための柔軟な勤務体制の構築」について、本学は育児・介護休業法の基準よりさらに柔軟な勤務体制を構築しています。しかし、当該制度は女性研究者に限った体制ではなく、男性・女性、教職員の別を問わず利用できます。女性研究者だけが利用できる体制でなければならないのでしょうか。

A 女性研究者が利用できる体制であれば、男性・女性両方の教職員が利用できる制度であっても対象となります。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
助成部　補助金課

一般補助
補助金第一係
☎03（3230）
7300～7302・7313

補助金第二係
☎03（3230）
7306～7308・7314

特別補助
特別補助第一係
☎03（3230）
7303～7305

特別補助第二係
☎03（3230）
7309～7311

Eメール　hojokin@shigaku.go.jp

「若手・女性研究者奨励金」受賞者の声

私学事業団では、私立大学の教育・研究の未来を担う人財の育成を目的とした「若手・女性研究者奨励金」を配付しています。本号では、今年度「**病原性抗酸菌による抗原提示抑制機構の解明ースフィンゴ糖脂質代謝網に着目した抗原提示抑制メカニズムー**」で「若手研究者奨励金」を受賞した、**順天堂大学大学院医学研究科環境医学研究所ポスト・ドクターの花房慶先生**の声を紹介します。

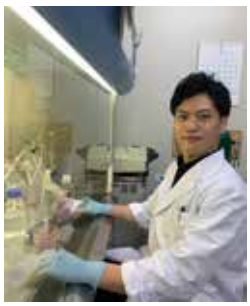

花房慶先生……免疫機能や神経機能に関する研究を行ってきた。脂質ドメインが重要な役割を持っていることを学び、現在は、マクロファージにおけるスフィンゴ脂質のマイクロドメインに着目して研究をしている。

――研究者になろうとしたきっかけについて教えてください。

物心ついた頃に親族の死に直面して、現代の医療では太刀打ちできない場合があることに衝撃を受けました。その頃から、「我々の生体にはどのようなしくみが備わって、どのように機能しているのか」について興味を持ち始めました。大学3年生で研究室に所属して、免疫に関わる基礎研究を始め、研究の発展によって新たな種を発見できることに面白さを感じ、研究者になろうと思い立ちました。その後、大学院の博士課程に進み、細胞膜を構成する脂質とタンパク質が相互作用して作られる脂質ラフトとも呼ばれる膜マイクロドメインについて研究を進めました。

現在、食細胞であるマクロファージに着目して、細胞膜にも含まれる脂質分子であるスフィンゴ脂質の自然免疫応答と抗原提示における機能を研究しています。本研究課題は、これまでに私が興味を持ったことや研究してきたことと繋がり、とてもやりがいを感じています。

――本奨励金は、既成概念や応募者の研究業績にとらわれず、特色ある独創的な研究を積極的に支援することとしております。受賞対象となった研究にどのような特色や独創性があるのかお聞かせください。

私たちの血液に含まれる好中球やマクロファージなどの貪食（どんしょく）細胞は、体に侵入した微生物を取り込み、殺菌します。菌を取り込んだマクロファージは、殺菌するとともに、リンパ球に菌を食べたことを知らせる「抗原提示」を行います。

ところが、結核菌に代表される病原性抗酸菌は、殺菌に必要な「食胞成熟」や「抗原提示」を阻害することで私達の免疫機構から逃れ、私たちに感染、寄生してしまいます。

私は、貪食細胞が「スフィンゴ脂質のマイクロドメイン」を介して抗酸菌の殺菌を行っていること、病原性抗酸菌がそのしくみを阻害し感染することから、病原性抗酸菌がマクロファージのスフィンゴ脂質代謝を乗っ取ることで、マクロファージによる「食胞成熟」と「抗原提示」から逃れているのではないかと考えました。しかしながら、抗原提示機構におけるスフィンゴ脂質の役割がよく分かっておらず、病原性抗酸菌による「抗原提示」阻害がどのようなしくみで起きるのかという点も不明です。

そこで私は、「抗原提示」におけるスフィンゴ脂質とその代謝産物の役割について研究を展開しようと思いました。「マクロファージの貪食から抗原提示に至るどの過程にスフィンゴ脂質やその代謝産物が関与しているか」、「病原性抗酸菌が標的とする分子は何か」を明らかにすることで、病原性抗酸菌がマクロファージの「食胞成熟」を阻害し細胞内に寄生するしくみや、「抗原提示」を阻害するしくみの全容を解明することに繋がると考えています。

――「若手研究者奨励金」は、自らの研究を通じて社会に役立つ、未来を創る人財の育成の一助となるよう創設いたしました。この研究がどのように社会に役立つか、展望をお聞かせください。

日本では、非結核性抗酸菌感染症が急増しており、感染者数は世界最多とも言われ、多剤耐性結核も併せて、その対応策が世界的に求められています。そのため、耐性菌が生まれにくい、新たな抗酸菌感染症治療薬の開発へ、本研究課題の遂行によって貢献できると考えています。また、ヒト貪食細胞は、スフィンゴ糖脂質を利用した自然免疫応答が発達していることから、本研究課題により得られる結果や、そのための手法開発は、他の感染症の新たな創薬研究に向けたシーズの発見にも活用できると考えています。

将来、スフィンゴ糖脂質の研究分野の世界で活躍できる研究者や教育者になることを目指して、頑張っていきたいと思います。

――本奨励金にご支援くださった寄付企業、寄付者の皆様へ、メッセージをお願いいたします。

本研究課題に対して、ご理解、ご期待をいただくとともに、奨励金を賜りましたことに心より感謝申し上げます。まだ研究を開始したばかりではありますが、病原性抗酸菌感染症の治療や予防に役立つ成果を上げることで、社会への還元が一日でも早くできますよう、一層気を引き締めて、研究を続けてまいりたいと存じます。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
助成部　寄付金課
☎03(3230)7316・7319
Eメール　kifukin@shigaku.go.jp

※採択、配付された研究課題一覧は、私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶寄付金▶若手・女性研究者奨励金　配付寄付金研究課題一覧〕に掲載しています

魅力あふれる学校づくりを目指して

連載 59

「キリスト教精神に基づく教育及び保育の歩み」

学校法人　広島聖公会学園　前理事長　廣瀬　裕

●はじめに

このコラムは、学校法人広島聖公会学園の沿革、これまでの教育・保育方針やその活動、認定こども園化を前提として、園舎の改築をした背景及び地域との交流内容などを、主として聖モニカ幼稚園の取り組みを例に紹介するものです。

近年の幼児を取り巻く環境は大きく変化しており、現場としては多様化する保育形態を踏まえて、子ども一人ひとりを大切にしつつ、キリスト教精神に基づく教育及び保育を実践することが課題となっています。このようなときに、未来を担う子どもたちのために「魅力あふれる幼稚園を目指す」我々の取り組みを紹介できるのは、嬉しいことです。

●沿革

本学園には、姉妹園の幼保連携型認定こども園「栄光こども園」と幼稚園型認定こども園「聖モニカ幼稚園」の二園があります。いずれも日本聖公会広島復活教会付属の宗教法人として開園し、２００４年の学校法人広島聖公会学園への改組を経て、キリスト教精神に基づく幼児教育及び保育の歩みを続けています。

聖モニカ幼稚園は１９４９年、戦後の混乱期、幼児教育再開が求められる中、西区井口明神浜に設立され、礼拝堂があり、愛とやさしさにあふれるイギリス人婦人宣教師のいる幼稚園として、地域社会に溶け込んでいきました。20年後の１９６９年には、車の往来を避け、閑静な住宅地西区井口鈴が台に移転しました。親子二世代にわたって通園する方も多く、地域社会と密着した園としてさらに50年の歴史を育んできました。

礼拝堂のある幼稚園

しかし、愛されてきた木造園舎の老朽化対策と耐震性向上、そして将来の運営を見据えて、２０１３年の栄光こども園に続き、２０１９年に礼拝堂と併せて、聖モニカ幼稚園も鉄筋コンクリート構造の園舎へと改築を行いました。

●本園を取り巻く状況と運営形態

１００年近くの耐久性が見込める園舎を造るに当たり、それにふさわしい園の在り方や運営計画も考えました。少子高齢化と言われて久しくなりますが、少子化の状況は広島市の場合、就学前幼児の数は２０１５～２０１９年の間で年率１・95％の減少となっています。また、２０１８年度の子育て支援に関するニーズ調査では、就学前幼児の母親の６割の方が「フルタイム又はパート・アルバイト等で就業中」と回答しました。そして就業していない母親の７割以上が、「一番下の子どもが一定年齢になったら就労したい」でした。さらに広島県の「小学１年生児童数に対する幼稚園終了者数の比率」は、保育園終了者より少なく、２０１７年度には40％近くまでに低下していました。

少子化と保育を必要とする子どもが増加している社会の変化を踏まえ、「今後の存続」と「地域とともに歩む園の在り方」について教職員と協議を重ね、運営形態を「認定こども園」に変更することに決めました。近くに保育園があることと、敷地面積の制約も考慮し、栄光こども園とは異なり３～５歳の幼児を受け入れる幼稚園型認定こども園を選択することとし、併せて満３歳児クラスも新設しました。

●これからの幼児教育・保育に向けて

人の一生は、生物としてこの世に生を受け、体験や経験、学習を繰り返し社会的生活者として個々人の任務を遂行し、生涯を全うするのですが、特にその幼児期の過ごし方が、その後の人生に大きな意味を持つと言われています。

すなわち、人生の方向付けをするとも言える役割を担うのが幼児教育及び保育で、文部科学省はそれを、「さまざまな体験や経験をとおして、生涯にわたる学習意欲や学習態度の基礎となる好奇心や探求心を育み、人間として心豊かにたくましく生きる力を身につけられるよう、人間形成の基礎を培う役割を担う」としています。

祈りの中で神さまに会う

知識や技術などは、学校教育や社会人となっても習得でき、かつ先人が開発した成果を文明の形として引き継ぐこともできます。身体については、年齢に応じた鍛錬が必要ですが、生まれながらに成長する力を備えています。しかし、心の発達は、本能的なものは別として、白紙の状態から出発し、自ら形成していくしかないものです。歳を重ねていく過程で、先人の残したものは書籍などで知識として学ぶことはできますが、成果をそのまま自らのものとして引き継ぐことはできません。学習意欲や好奇心、探求心を育むことは勿論、自らを肯定し、他者に対する信頼感を揺るぎないものとし、人生を生きる意欲と力を身に付けるのは、幼児期の教育や体験に負うところが大きいと言われています。

少子化や都市化、そして働き方改革の中で、子どもたちは、家庭や地域で他者や自然と触れ合う機会を持ちにくくなっており、こども園が果たす役割は、以前にも増して大きくなっていると認識しています。

お互いを知るつどいの時

本園はキリスト教精神に基づく教育及び保育を目指しています。その基本は、子どもたちが聖書をとおして神が身近な存在であることを知り、親や保育者の温かな愛情を受けることをとおして神に愛されていることを知り、その安心をとおして自己を肯定することができ、他者を受け入れ、感謝の心を持って良き隣人として生きていけるようになる力を身につけることです。加えて、保育実践の場では、子どもたちの目線に立って接することを大切にしています。また、子どもたちの成長を支えてくれる地域社会との連携も重視し、地域行事への参加や、園行事への招待などをとおして交流と地域貢献を進めています。

これらの考えは、広島聖公会学園の基本理念としてまとめ、両園の教育方針に反映しています。家庭や地域社会との連携を密にし、各園の特徴を生かすことによって、周囲からの教育・保育活動に対する理解と支援を得てきました。

●聖モニカ幼稚園での取り組み

聖モニカ幼稚園では「見えないものの中にある大切なものに気づける子どもを育む」を教育目標に掲げ、祈りをとおして、目に見えない「神の愛、恵み、赦し」に感謝することを中心に保育を進めています。そして親と保育者の愛の中で、子ども自らが自分のしたい遊びを決めて、存分に楽しむことで、子どもの心が満たされ成長することを目指しています。その実践の中で、自主性や自発性を養い、友達との交わりやトラブルを経験し、他者の気持ちに気づき、互いに折り合いを付けながら人間関係の絆を深めていきます。小さな社会ですが、ルールや秩序の必要性を知り、コミュニケーション能力も高まります。自発的な行動は、好奇心や探求心を芽生えさせ、知力・体力・思考力・想像力及び創造力を養います。自ら心と体をとおして感じ、また経験することで、秘めている能力が刺激され、開花します。

クラスごとの集いは、会話を通して、他者の話に耳を傾け、自分の思いを伝え、みんなが同じ考えでないことを知り、人格の違いに気づき、お互いを認め合える機会になっています。そのうえ、年長児が小さいクラスの子どものお世話をしたり、年少児が、年長児を頼ったりと異年齢児との交流も盛んで、このことも他者の気持ちに寄り添える助けになっています。

また、美術館での名画鑑賞や、伝統文化の茶道など本物に触れる体験、平和をテーマとするコンサートなど感性を育む教育も行っています。心を動かし、感じることを大切にして、いろいろな人と出会い、それぞれ個性の違いを認め合い、ともに育ち合う教育は、小学校の先生や保護者の方から、「無の状況でも楽しむすべを知っている」「指示待ちの子どもが少ない」、「思いやることができる」など、評価をいただいており、今後も変わらずに、これらの保育の歩みを進めていきたいと思っています。

●おわりに

社会が変化する中で教育・保育の役割も変化することが求められます。しかし、「基本はこれから先も子どもたちが人生を生きる意欲と力の基礎を培う役割を果たすこと」と信じ、キリスト教精神を踏まえ、子どもたち一人ひとりを大切にすることを基本に、社会の変化に対応しながらも、これまでどおり、地域社会との連携を大切にして、ともに進んでいきたいと考えています。

子どもたちと同様、教職員の働く環境も変化しています。この変化に対応する「働きやすく、かつ働きがいのある職場作り」が本学園の教育・保育を支えるもう一つの柱と認識し、さらなる改善に取り組んでいく覚悟です。

◇◇◇寄稿者紹介◇◇◇

廣瀬　裕　平成29年6月から令和2年7月まで理事長在任

高等教育の修学支援新制度に基づく授業料等減免費交付金の交付業務について

令和2年4月からの高等教育の修学支援新制度の実施に伴い、私学事業団では新たに助成部内に修学支援課を設置し、授業料等減免費交付金の交付業務を行っています（**下図**参照）。

授業料等減免費交付金とは、「高等教育の修学支援新制度」として、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「修学支援法」という。）に基づき、私立大学、私立短期大学及び私立高等専門学校が実施する授業料等の減免に要する費用を交付するものです。

本事業団では、修学支援法に基づき機関要件の確認を受けた大学等から交付申請された授業料等の減免に要する費用を交付するために必要な資金の交付を国から受け、これを財源として、大学等へ交付を行っています。

授業料等減免費交付金の交付は、年2回行うことになっています。第1回目の交付の申請は6月12日に締め切り、7月10日に交付決定通知を学校法人へ送付し、資金交付を8月28日に行いました。

該当校におかれましては、新型コロナウイルス感染症への対応等でお忙しいところ、申請業務にご協力いただいたことに感謝申し上げます。

今後の手続きは、第2回目の申請として変更交付申請書を10月末までにご提出いただきます。また、変更交付決定は12月、資金交付は3年1月末を予定しています。

なお、変更交付申請の際には、次の点にご注意ください。

6月の交付申請時には、大学等の特待制度を適用した授業料等の金額を学則で確認できない例が数多く見受けられました。学則で確認できない場合には、別途、特待制度の規程等で金額を確認させていただく必要があるため、学則に加え規程等の根拠資料の提出もお願いします。

本事業団では、学生の個人情報を受け取ることができませんので、資料のご提出に当たっては、学生の個人名等が記載されていないことをご確認ください。

第2回目の変更交付申請書及び注意点等につきましては、本事業団の電子窓口に掲載しています。ご確認のうえ、申請をお願いいたします。

また、授業料等減免費交付金については、国の検査対象となりますので、申請書類と併せて根拠資料の保管をお願いします。

図　高等教育の修学支援新制度の事務の流れ

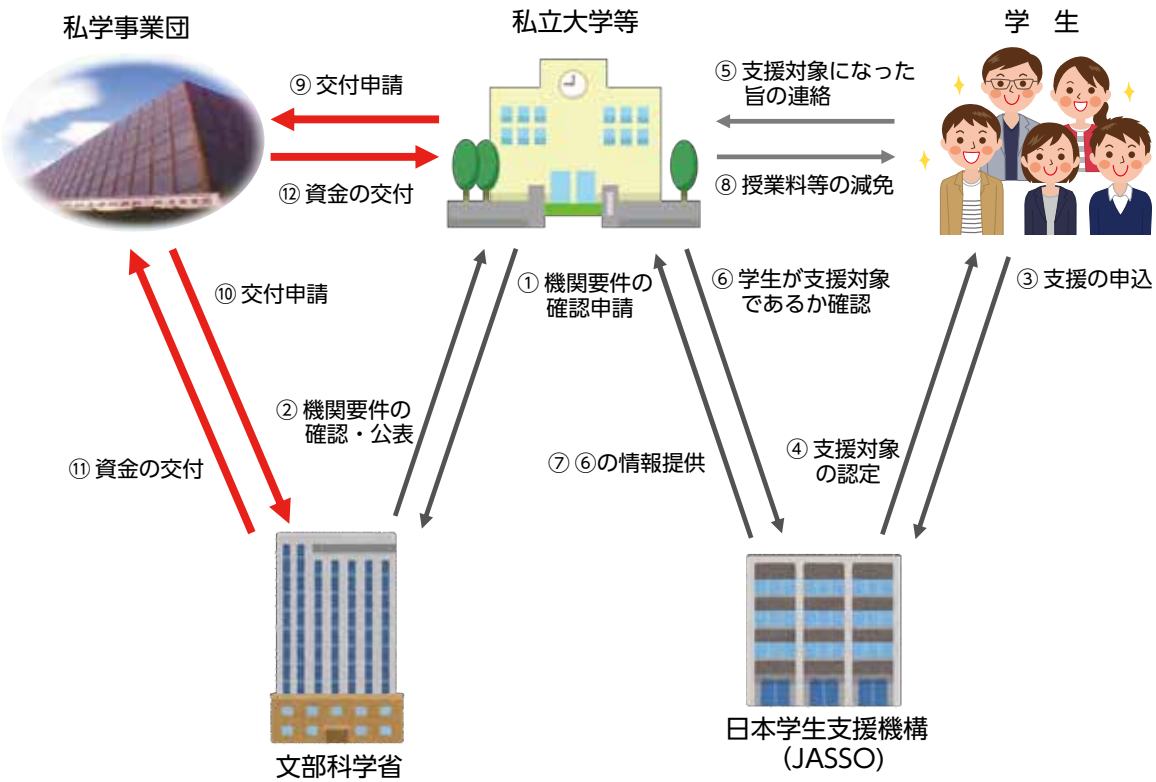

問い合わせ先（私学振興事業本部）
助成部　修学支援課
☎03（3230）7328
Eメール　shuugaku@shigaku.go.jp

令和2年10月からの基準利率及び年金現価率（退職等年金給付）

企画室

退職等年金給付とは

退職等年金給付は、加入者と学校法人等が折半で掛金を負担する積立方式の年金制度です。

具体的には、退職等年金給付掛金を負担することにより積み立てられた財源とこれに対する毎月の利子（**基準利率**に基づく複利）を原資（※1）とし、その原資と**年金現価率**（※2）に基づき年金額が決められます（図　退職等年金給付の運営イメージ　参照）。

※1　原資（給付算定基礎額）の半分を終身退職年金算定基礎額、半分を有期退職年金算定基礎額といいます。

※2　給付算定基礎額を1年分の年金額に換算するための率で、終身年金現価率と有期年金現価率があります。

基準利率等の設定方法

毎年10月から適用する基準利率は、その年の9月30日までに見直しを行うこととされており、国債の利回り（10年国債応募者平均利回りの直近1年間又は5年間の平均のいずれか低い率）を基礎として、積立金の運用の状況及びその見通し並びに国家公務員共済組合の基準利率を勘案して設定することとされています。

また、年金現価率は、基準利率や死亡率等を勘案し、設定されることとなっています。

令和2年10月からの基準利率は0％

2年10月から適用する基準利率は、基礎となる国債の利回りがマイナス0・1031％であったことを踏まえ、これまでの0・06％から0％に見直されました。

また、基準利率の見直しに伴い、年金現価率も変更されました。

基準利率と年金現価率についての詳細は、私学共済ホームページ〔年金等給付▼年金等給付の概要▼退職等年金給付〕に掲載していますので、ご覧ください。

●見直し後の年金現価率による2年10月からの退職年金の額は、対象者宛てに改定通知書を送付します。

図　退職等年金給付の運営イメージ

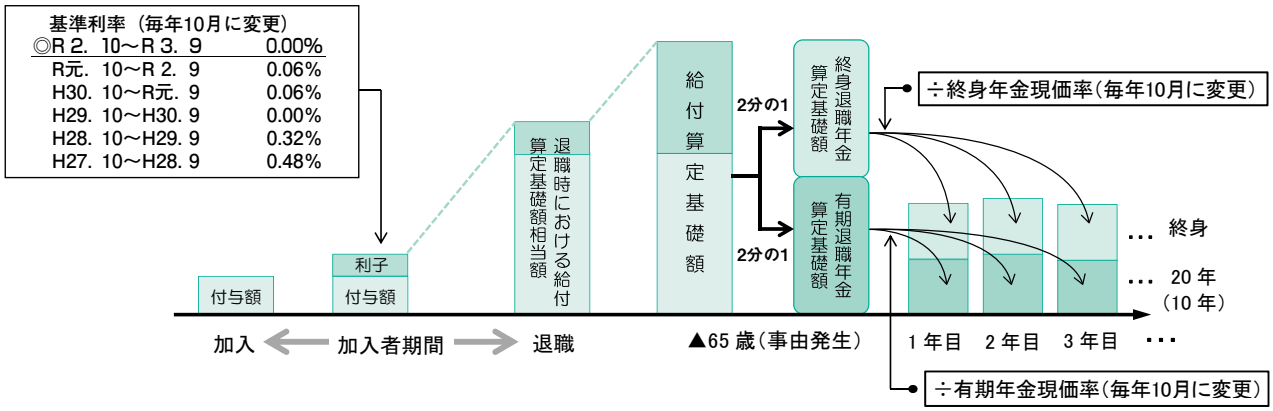

改訂版「日本版スチュワードシップ・コード」を受け入れました

資産運用部

私学事業団は、アセットオーナー（資産保有者としての機関投資家）として、令和2年3月24日に改訂された日本版スチュワードシップ・コード（※1）の受け入れを表明し、「スチュワードシップ責任（※2）を果たすための方針」を更新しました。

詳しくは、私学共済ホームページ〔年金資産の運用〕をご覧ください。

また、株主議決権の行使結果や運用受託機関のヒアリング結果などの本事業団のスチュワードシップ活動についての報告を、3年2月に公表する予定です。

※1　機関投資家が、受益者（本事業団の場合は加入者）と投資先企業の双方を視野に入れ、「責任ある機関投資家」としてスチュワードシップ責任を果たすに当たり、有用と考えられる諸原則を定めたものです。

※2　投資先の企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、受益者（加入者）の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任のことです。

私学共済ホームページ 利用者アンケートにご協力ください

広報相談センター　広報班

私学共済事務担当者をはじめ、加入者の皆様からご意見をいただき、リニューアルの参考にしたいと思います。

教職員の皆様に、アンケートの実施を周知してくださるようお願いします。

●利用者アンケートの実施

私学事業団では、加入者の皆様に、私学共済ホームページをより身近に、便利に活用していただくことを目的として、私学共済ホームページのリニューアルに向けて課題を整理することにしました。

そこで、利用者の皆様の要望を反映した満足度の高いリニューアルを目指して、下記の期間、私学共済ホームページにおいて「利用者アンケート」を実施します。

●回答方法

私学共済ホームページ〔注目コンテンツ〕又は〔きょうさいトピックス〕から回答できます（図参照）。

スマートフォンからも回答することができます。

図　利用者アンケートの掲載場所

利用者アンケート実施
令和２年10月13日～11月30日まで（予定）

加入者向広報「共済だより レター」は令和3年度から刊行を縮小します

広報相談センター　広報班

加入者向広報「共済だよりレター」（以下「レター」といいます）は、令和3年春号から加入者全員に対する紙媒体での配付をやめ、私学共済ホームページに掲載する「レターデジタル版」のみとなりますのでお知らせします。

加入者等への情報発信ツールを紙媒体からホームページへ

平成28年度及び令和元年度に実施したホームページ等に関するアンケートにおいて「レターはホームページでの閲覧のみでよい」という意見が多数寄せられたことから、「レター」の発行形態等について検討を行ってきました。

また、紙の使用量削減や学校法人等からの配付負担軽減にかかる要望なども踏まえ、「レター」の刊行を縮小し、ホームページでの情報発信に比重を移行します。

重要なお知らせは私学共済ホームページに掲載

私学共済ホームページでは、加入者等の資格や給付等に関する新たな法律改正事項を速やかに掲載しています。

また、加入者等が給付等を受ける権利・義務に関する重要なお知らせは、常時ホームページ上で確認することができます。

将来、「給付を受けられることを知らなかった」ということなどがないよう、私学共済制度を一層ご理解いただくためにも、加入者へホームページのPRをお願いします。

「レターデジタル版」の周知にご協力ください

3年度からは「レター」の発行時に学校法人等宛てに見本として1部本誌と同封して送付します。届きましたら、加入者の皆様へ「レター」の発行及びホームページに掲載されたことの周知をお願いします。

※「レター」は、3年度以降も、5月、7月、10月、1月の年4回、私学共済ホームページ〔加入者用ページ〕に「レターデジタル版」及びPDFを掲載します。

※加入者用ページにログインする際のユーザー名及びパスワードは、『私学共済ブック〔保健・宿泊編〕』61頁又は最新の「レター」を参照してください。

※任意継続加入者には、学校法人等からの周知が図れないため、従来どおり届け出住所宛てに送付します。

令和２年度 積立共済年金・共済定期保険 後期募集

募集期間　令和2年11月2日(月)～30日(月) 私学事業団必着　　福祉部　保健課

積立共済年金(つみきょう) ～ゆとりあるセカンドライフのために～

- 積立金を年金や一時金として受け取れます
- 予定利率は**約 1.25%**
  （令和２年10月1日現在（将来変動することがあります））
- 掛金は**月々 2,000 円**(2口)から
- **所得控除**が受けられます

問い合わせ先
福祉部　保健課　貯金係　☎03（3813）5321（代表）
月～金曜日(年末年始及び祝日を除きます）９時～17 時 15 分

募集パンフレットは、レター秋号と一緒に送付します。加入者への配付をお願いします。

税制適格コース

- 満 65 歳までに 10 年以上掛金を積み立て
- 退職（脱退）時、年金・一時金を選択
- 個人年金保険料控除の対象

自由選択コース

- 満 65 歳までに２年以上掛金を積み立て
- 退職（脱退）後、年金・医療保険・終身保険及び一時金から複数選択可能(終身は新規募集停止中)
- 一般の生命保険料控除の対象

▶両コースとも積立金増額のための一時払（①加入時、②中途、③退職（脱退）時）の取り扱いができます。

共済定期保険（きょうさいていき） ～自助努力による保障づくりをサポート～

- 入院、手術、３大疾病、長期休業及び死亡を保障（保険料掛け捨て）
- 加入手続きが簡単で、**手頃な保険料**
- 1年ごとに収支計算し、剰余金が生じた場合は、**配当金として還付**

【令和元年度配当率】

家族年金コース・学校加入コース	**47.90%**
医療保障コース	**47.92%**

問い合わせ先
共済定期保険専用フリーダイヤル　☎0120（716）267
月～金曜日(年末年始及び祝日を除きます）９時～17 時 15 分

募集パンフレットは、10月中～下旬に学校法人等宛てに送付します。加入者への配付をお願いします。

家族年金コース（基本コース）

死亡又は高度障害に対応

家族年金コース加入が条件

- **医療保障コース**
  病気やケガによる連続５日以上の入院に対応
- **医療費支援コース**
  病気やケガによる日帰り入院に対応
- **３大疾病保障コース**
  がん・急性心筋梗塞・脳卒中に加え、７大疾病や上皮内新生物にも対応
- **長期休業補償コース**
  病気やケガによる 60 日（免責期間）を超える休業期間に対応

学校加入コース　福利厚生制度におすすめ

学校法人等が保険料を負担し、加入者への福利厚生として死亡又は高度障害に対応

※より詳しく知りたい教職員を対象に学校を訪問して説明を行います。ご希望の場合は保健課貯金係までお申し出ください。

令和2年7月豪雨への対応

総務部　総務課

私学事業団では、被害を受けられた学校法人等並びに加入者等、被扶養者及び年金受給者の皆様に対して、本事業団への手続き等に関する特例措置を実施しています。

●主な手続き等

・加入者証等の取り扱い
・災害見舞金等の請求
・特例災害貸付の請求

詳しくは、私学共済ホームページ〔災害への対応（共済業務）▼令和２年７月豪雨への対応〕をご覧ください。

不明な点等は担当課までお問い合わせください。

共済定期保険の退職後の継続加入

福祉部　保健課

共済定期保険では、制度の見直しを行い、令和３年度から退職後も継続して加入できるようになります。

共済定期保険個人加入コースに加入中の人が退職（又は任意継続加入者の資格を喪失）し、条件を満たす場合は、脱退の申し出のない限り自動継続となります。詳しくは、10月中～下旬に学校法人等宛てに送付するパンフレットをご覧ください。

添　付　書　類	内　　容
③子どもが夫の健康保険から被扶養者取り消しとなった年月日の確認できる証明書（国民健康保険の場合は国民健康保険証の写し）	子どもの認定年月日を確定（確認）するための書類です。なお、国民健康保険からの切り替えの場合は届け出があった日（消印により発信年月日が確認できる場合はその日）からの認定となります。被扶養者認定後に加入者被扶養者証を市区町村に持参して、国民健康保険を脱退する手続きをしてください。

ポイント

子どもが18歳以上の場合は、子どもの収入を確認する書類（注）も必要です。

Q3　離婚をしたため、夫が扶養している子どもを私（加入者）の扶養に切り替えたいのですが、必要な添付書類は何ですか。

A　離婚した場合は、子どもの親権を持つ親に扶養の優先権があるとみなしますので、親権を持っていれば加入者の被扶養者に扶養替えすることができます。添付書類は次のとおりです。

子どもの年齢	添付書類	内　　容	
子どもが20歳未満の場合	①子どもの戸籍謄本又は抄本	続柄及び生年月日、親権者の氏名及び親権を得た日を確認します（住民票は不可）。	
子どもが20歳以上の場合	①子どもの戸籍謄本又は抄本	続柄及び生年月日を確認します（加入者が世帯主の場合は、続柄が記載されている住民票でも可。ただし、マイナンバーの記載のないもの）。	＊子どもと加入者が同じ戸籍の場合は、加入者の戸籍謄本のみで可。
	②加入者の戸籍謄本又は抄本	子どもが20歳以上の場合は親権を決める必要がないので、加入者の戸籍謄本又は抄本で離婚日を確認します。	

ポイント

1　**子どもが18歳以上の場合は、子どもの収入を確認する書類（注）も必要です。**

2　離婚した相手の収入比較の書類は不要です。

（注）　子どもの収入を確認する書類については、「令和２年版　事務の手引」120頁「被扶養者認定にかかる生計維持関係の添付書類（一般例）」を参照してください。

図　被扶養者認定申請書（見本）

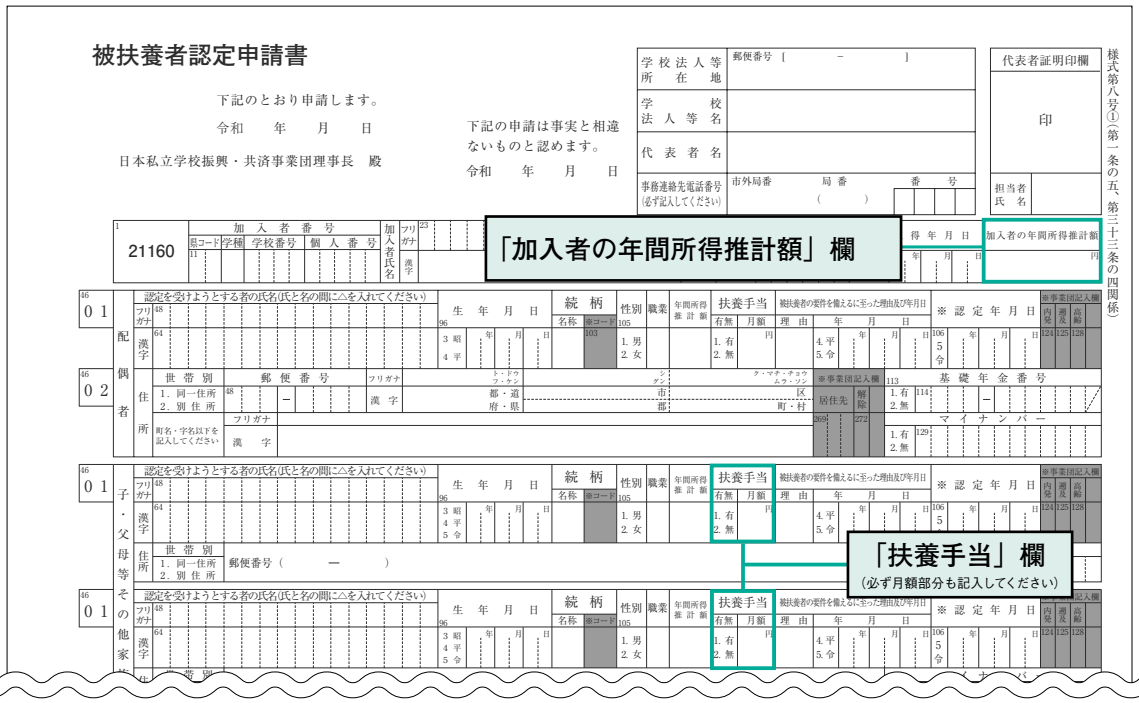

※今後の号にも他の被扶養者認定申請事例を掲載する予定です。

被扶養者認定申請事例（子どもの認定）

業務部　資格課

私学共済制度では、３親等内の家族で主として加入者の収入で生計を維持している人のうち、被扶養者としての要件を備えてから30日以内に私学事業団に申請し、認定された人は、被扶養者として保険診療等の短期給付を受けることができます。本誌では被扶養者認定の具体的な事例として、子どもの認定申請について説明します。被扶養者の基本的な事項は、「令和２年版　事務の手引」101頁　第７章　被扶養者を参照してください。

Q1　子どもが生まれたので被扶養者として認定したいのですが、必要な添付書類は何ですか。

A　加入者と配偶者の年間収入を比較して加入者の方が多い、又は同程度（差額が１割以内の範囲）であれば認定できます。添付書類は次のとおりです。

添　付　書　類	内　　容
①子どもの戸籍謄本又は抄本	続柄及び生年月日を確認します（加入者が世帯主の場合は、続柄が記載されている住民票でも可。ただし、マイナンバーの記載のないもの）。
②加入者と配偶者の前年の源泉徴収票、所得証明書又は年収見込証明書	加入者と配偶者の収入を比較する書類です。 ＊被扶養者認定申請書の「加入者の年間所得推計額」欄（12頁図参照）に、学校法人等で加入者の年収見込額を記入する場合は、加入者分の源泉徴収票等は不要です。

ポイント

1　配偶者がすでに被扶養者として認定されている場合、又は加入者の勤務先から**扶養手当が支給される場合**は、加入者と配偶者の収入比較が必要ないため、**②の書類は不要です。**扶養手当が支給されている場合は、被扶養者認定申請書の「扶養手当」欄（12頁**図**参照）を必ず記入してください。

2　配偶者が前年の途中で就職や転職した場合など、源泉徴収票や所得証明書で確認できる収入額が変動している場合は、認定日以降の収入を確認するため、年収見込証明書を提出してください。なお、**育児休業等により休業し報酬が減額又は無給となっていても、休業前の報酬（減額する前の報酬）で収入比較します**ので、休業しなかったと仮定した状態の年収見込証明書が必要です。

3　戸籍謄本等に代えて市区町村が発行する出生届受理証明書を添付するときも、必ず原本を提出してください。母子手帳の写しでは対応していません。

Q2　昇任して私（加入者）の収入が増えたので、夫の扶養になっている子どもを私の扶養に切り替えたいのですが、必要な添付書類は何ですか。

A　加入者の収入が増加し配偶者の収入より多くなった場合、配偶者の健康保険の被扶養者になっていた子どもは、加入者の被扶養者に扶養替えすることができます。添付書類は次のとおりです。

添　付　書　類	内　　容
①子どもの戸籍謄本又は抄本	続柄及び生年月日を確認します（加入者が世帯主の場合は、続柄が記載されている住民票でも可。ただし、マイナンバーの記載のないもの）。
②加入者と配偶者の前年の源泉徴収票、所得証明書又は年収見込証明書	加入者と配偶者の収入を比較する書類です。扶養手当が支給される場合は不要です（Ｑ１ポイント１参照）。 ＊被扶養者認定申請書の「加入者の年間所得推計額」欄（12頁図参照）に、学校法人等で加入者の年収見込額を記入する場合は、加入者分の源泉徴収票等は不要です。

私学事業団ホームページ　https://www.shigaku.go.jp/
助成業務　https://www.shigaku.go.jp/s_home.htm
共済業務　https://www.shigakukyosai.jp/（私学共済ホームページ）

共済業務

共済事業本部
〒113－8441　東京都文京区湯島1-7-5
☎03（3813）5321（代表）
電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が確認できるものをお手元にご用意ください。

年末調整用証明書の送付

●積立共済年金加入者

10月上旬に、生命保険料控除のための証明書（個人年金用・一般生命保険用）を積立共済年金加入者の届け出住所宛てに送付しました。

なお、令和２年10月１日新規加入者は初回掛金振替後の10月下旬以降順次送付します。

●共済定期保険加入者

10月中旬に、生命保険料控除のための証明書を共済定期保険加入者の届け出住所宛てに送付します。

【福祉部　保健課】

●住宅貸付借受者

令和元年12月までに住宅貸付を借り受けた人の「住宅借入金等特別控除」のための令和２年分「残高証明書」を、10月中旬に学校法人等宛てに送付します。

※令和２年中に住宅貸付を受けた人及び残高証明書交付後、借入金年末残高等に異動が生じた人にかかる確定申告用の「残高証明書」は、令和３年１月中旬に学校法人等宛てに送付します。　**【福祉部　貸付課】**

●任意継続加入者

令和２年10月初旬までに任意継続掛金の納付が確認できた人には、「令和２年分任意継続掛金納付証明書」を10月下旬に送付します。　**【業務部　掛金課】**

貸付けの申込締め切り日にご注意ください

11月24日（火）送金分は10月30日（金）が申込締め切り日となります。締め切り日（毎月15日及び月末）が土・日曜日又は休日のときは繰り上がりますので注意してください。

【福祉部　貸付課】

住宅貸付「だんしん告知書」の用紙が令和２年10月から変更になります

「団体信用生命保険　申込書兼告知書（だんしん告知書）DL」の用紙が令和２年10月より変更になります。新用紙は私学共済ホームページ〔様式用紙等のダウンロード〕からダウンロードできますのでご利用ください。なお、旧用紙は３年３月15日受付分まで使用できます。

【福祉部　貸付課】

積立貯金後期申し込み締め切り及び残高通知書等の送付

●積立貯金の後期加入申し込みの締め切りは**10月23日（金）**（私学事業団必着）です。加入・変更・中断の復活を希望する場合は早めに申し込んでください。

●「積立貯金決算明細書」は９月下旬から10月上旬に、貯金者にかかる「積立貯金残高通知書」は10月中旬に、学校法人等宛てに送付します。「積立貯金残高通知書」は加入者に配付してください。　**【福祉部　保健課】**

加入者向広報「レター」秋号等を発送します

加入者向広報「レター」秋号等を10月中旬に学校法人等宛てに順次発送します。送付部数は、９月末現在の加入者数です（後期高齢者医療制度の被保険者となった人を含みます）。詳しくは送付状を確認してください。

到着しましたら、加入者への配付をお願いします。不足の場合は広報班までご連絡ください。

【広報相談センター　広報班】

10月の共済業務スケジュール

２日（金）	貸付　送金
６日（火）	貸付　９月分定期償還期限
９日（金）	貯金　払込期限（必着）
15日（木）	貸付　11月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日（火）	貯金　送金
22日（木）	貸付　送金
23日（金）	貯金　払戻・解約請求締め切り 積立共済年金　脱退申出等締め切り
28日（水）	掛金等　９月分掛金等口座振替（自振校のみ） 貸付　10月分定期償還口座振替（自振校のみ）
30日（金）	貸付　11月24日送金申し込み締め切り

11月の共済業務スケジュール

２日（月）	掛金等　９月分納期限 貸付　送金
６日（金）	貸付　10月分定期償還期限
10日（火）	貯金　払込期限（必着）
13日（金）	貸付　12月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

※DLマークが付いている用紙は、私学共済ホームページ〔様式用紙等のダウンロード〕からダウンロードできます。

INFORMATION

（「月報私学」はホームページにも掲載しています）

委員就退任のお知らせ

◆共済審査会

	令和２年８月31日付		令和２年９月１日付		再任	
退任	川並　孝純	新任	梅山　文秀		古谷　一弘	
	宮川　博光		岩崎　実等		三柴　博資	
	高橋　あゆち		嵯峨　允均		山根　徹夫	
	中村　貞雄		田中　幸夫		諸星　裕美	
	飯岡　利通		橋本			

助成業務

私学振興事業本部
〒102－8145
東京都千代田区富士見1-10-12
☎03（3230）1321（代表）

私立大学等経常費補助金の申請等については電子窓口をご確認ください

私立大学等経常費補助金の調査票及び事務連絡等を「電子窓口」に掲載していますので、定期的にご確認ください。

令和２年10月は、「令和２年度教員経費に係る調査票」、「令和２年度学生経費に係る調査票」、「令和２年度認証評価経費調査票」等について掲載する予定です。

【助成部　補助金課】
☎03（3230）7300～7311・7313～7314
Ｅメール　hojokin@shigaku.go.jp

私立学校等からの研修生受け入れ

私学事業団では、助成業務において私立学校等の職員を受け入れる研修制度を設けています。

この研修制度は、私立学校教育の振興に関する実務経験等を通じ、当該私立学校等の運営の充実に資するための広い見識と実務能力の育成を図ることを目的としています。

令和３年度の研修生受け入れに関する募集要項は、10月中旬にホームページ等でお知らせする予定です。

【総務部　人事課】
☎03（3230）7883・7884
Eメール　jinji@shigaku.go.jp

「大学ポートレート」をご活用ください

「大学ポートレート」とは、多種多様な大学・短期大学（以下「大学等」といいます）の個性や魅力について、高校生をはじめ広く社会一般に発信する場として作られた国公私共通のウェブサイトです。高等教育の現場でキャリア教育や進路選択支援のツールとしての活用が期待され、令和２年９月１日現在、全国の９割を超える1,056校の国公私立大学等が「大学ポートレート」に参加しています。

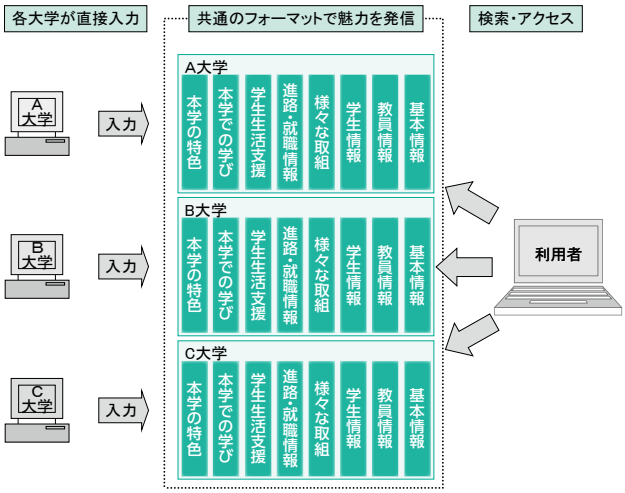

私立大学等の情報を閲覧することができる「大学ポートレート（私学版）」では、入学者の受け入れ方針、学生数、学費、所在地などの基本情報と、大学等の建学の精神に基づいた多様な教育情報等を掲載し、この教育情報を「キャリア教育」や「学費負担の軽減」など59種類の「取組」に分類して掲載しています。

また、特定の大学等を抽出するために、学校名や学校所在地のほか、興味のあるキーワード、学問領域、取得可能な資格等から検索できる機能があり、偏差値によらない生徒の好きな学びやなりたい職業を目指せる大学等を見つけることができるようになっています。さらには、「ニュース新着情報」や「イベント・公開講座」の項目があり、オープンキャンパスなどのイベント情報も見ることができます。

大学ポートレートの掲載内容は、参加する大学等が自ら入力した信頼できる情報であり、検索機能等により全国の国公私立大学等の情報が容易に入手できますので、キャリア教育や進路選択支援のツールとして、「大学ポートレート」をご活用ください。

大学ポートレート　https://portraits.niad.ac.jp/
大学ポートレート（私学版）
https://up-j.shigaku.go.jp/又は下記QRコードを参照

【私学経営情報センター　私学情報室】
☎03（3230）7852～7854
Ｅメール　portrait@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

加入者の予約は公式ホームページからの予約が断然お得です！

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
東京カーテンパレス

〒113-0034　東京都文京区湯島1-7-5　☎03(3813)6211（代表）
JR「御茶ノ水」駅・東京メトロ丸ノ内線「御茶ノ水」駅・東京メトロ千代田線「新御茶ノ水」駅下車、それぞれ徒歩５分　https://www.hotelgp-tokyo.com/

東京たびストーリー　プレミアムプラン

豊洲から仕入れた新鮮な魚の前菜や炭の香り豊かな肉料理など、一品ごとに笑みが溢れるディナーです。少量多品の洋風懐石をお楽しみください。

１泊２食
ラグジュアリーツイン（２名1室／１名様）　16,200円
スーペリアツイン　（２名1室／１名様）　14,000円
取扱期間：通年（土曜日、年末年始、指定日を除きます）
特典：夕食時の食前酒　等

洋風懐石　夕食（イメージ）

湯河原　敷島館

〒259-0314　神奈川県足柄下郡湯河原町宮上745　☎0465(63)3755
JR「湯河原」駅から「奥湯河原」行き又は「不動滝」行きバスで15分「美術館前」下車、すぐ前

お刺身コース

自然豊かな秋の湯河原を散策して、自慢の自家源泉掛け流しの温泉でゆっくり過ごしませんか。

１泊２食（２名１室／1名様）　13,600円
取扱期間：通年（年末年始を除きます）
※２名様より予約を承ります。
※お刺身を贅沢に味わうコースです。
※休日前、繁忙期は、1泊につき500円の割り増しとなります。

源泉掛け流しの温泉

融資事業のご案内

詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

災害復旧事業に対する融資制度について

私学事業団では、被災された学校法人等の円滑かつ迅速な復旧のための支援策として、災害復旧事業に対する低利融資制度を設けています。

◆融資条件（令和２年9月現在）

融資費目	対象となる事業	返済期間（据置年数含む）	融資金利
災害復旧費（特別災害）	激甚災害に指定され、国から補助金の交付を受ける災害復旧事業（施設・設備等の原形復旧）	25年以内	年％ 0.30
災害復旧費（一般災害）	特別災害以外の災害復旧事業（施設・設備等の原形復旧）	20年以内	0.30
教育環境整備費（災害復旧経営資金）	激甚災害（本激）により被災し、被害の程度の著しい学校法人の円滑かつ迅速な復旧のため、緊急に必要な資金	7年以内	0.001

※本事業団の借入金の償還金（利息、延滞金を含みます）を滞納している法人、紛争、法令違反などの状態にある法人等は、原則として対象とはなりません。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
融資部融資課　☎03(3230)7862～7868
Eメール　yushi@shigaku.go.jp

校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入など、一般の融資金利は以下のとおりです。施設設備の整備の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

■主な事業と融資金利（令和２年9月現在）

主な事業内容	返済期間（据置年数含む）			
	30年以内	20年以内	10年以内	６年以内
校（園）舎などの建築・用地取得	0.80	0.60	0.309	年％ 0.402
寄宿舎などの建築・用地取得	0.90	0.70	0.409	—
園バスや備品などの購入	—	—	0.309	（5.5年以内） 0.302

※返済期間が30年以内（21年以上）の融資は、1貸付契約当たりの融資額が10億円以上の場合にご利用いただけます。また、木造建築については、対象となりません。
※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

月報私学　10月号（VOL.274）令和2年10月1日発行
編集・発行　日本私立学校振興・共済事業団　〒102-8145　東京都千代田区富士見1-10-12　☎03(3230)7809～7811（企画室）

（禁無断転載）